

## 社会福祉法人同仁会役員及び評議員の報酬等支給基準

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人同仁会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、役員及び評議員としての業務の対価をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員は、1人当たりの各年度の総額が5,000円を超えない額とする。

### (費用)

第4条 当法人は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員及び評議員には、旅費（宿泊費含む）及び交通費を、別に定める給与規程に準じて支給することができる。

### (公表)

第5条 この規程に定める役員及び評議員の報酬等支給基準は、法令の定めにより、これを公表するものとする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、制定の日から施行する。 ※定時評議員会：平成29年6月23日